

和歌山工業高等専門学校安全保障輸出管理規程

制 定 令和5年3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構安全保障輸出管理規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第120号。以下「輸出管理規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構安全保障輸出管理実施要領に基づき、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の輸出管理の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、輸出管理規則の定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 この規程において、「各科等」とは、各専門学科、総合教育科、総務課、学生課及び技術支援室をいう。

(管理責任者等)

第3条 輸出管理規則第8条に定める輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、地域共同テクノセンター長をもって充てる。

- 2 管理責任者を補佐する者として、副輸出管理責任者（以下「副管理責任者」という。）を置き、教務主事をもって充てる。
- 3 各科等に、各科等における事前確認及び取引審査（一次審査）並びにその他各科等の輸出管理に関し必要な業務を行うため、各科等安全保障輸出管理責任者（以下「各科管理責任者」という。）を置き、各科等の長をもって充てる。

(学校等輸出管理委員会)

第4条 輸出管理規則第10条に定める学校等輸出管理委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号に定める者をもって組織する。

- 一 運営委員会構成員
 - 二 総務課長
 - 三 学生課長
 - 四 その他委員長が必要と認めた者
- 2 委員会に委員長を置き、校長（学校等統括責任者）をもって充てる。
 - 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 4 委員会に副委員長を置き、管理責任者をもって充てる。

- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(安全保障輸出管理室)

第5条 本校に、安全保障輸出管理室（以下「管理室」という）を置く。

- 2 管理室は、次の各号に掲げる業務を行う。
- 一 輸出管理に係る規程等の制定及び改廃の立案
 - 二 特定類型該当者の把握
 - 三 事前確認、該非判定、例外摘要及び取引審査に係る手続き
 - 四 輸出管理に係る教職員等及び学生からの相談対応
 - 五 経済産業省への相談及び許可申請に係る手続き
 - 六 教職員等及び学生に対する研修・啓発活動の企画立案、調整及び実施
 - 七 輸出管理に関する周知及び指導
 - 八 その他輸出管理に関し必要な事項
- 3 管理室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
- 一 管理責任者
 - 二 副管理責任者
 - 三 室員
- 4 室長は、管理責任者をもって充て、校長の命を受け、管理室の業務を掌理する。
- 5 副室長は、副管理責任者をもって充て、室長の職務を補佐し、室長に事故あるときは室長の職務を代行する。
- 6 室員は、次の各号に掲げる者をもって充て、室長の命を受け、管理室の業務を処理する。
- 一 総務課長
 - 二 学生課長
 - 三 総務・企画係、人事係、教務係及び学生係から、室長が指名する者 各1名
 - 四 その他校長が必要と認めた者
- 7 第6項第四号の室員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 管理室は、必要に応じて関係委員会等と連携・協力し、業務を行うものとする。

(事前確認)

第6条 教職員等及び学生は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、輸出管理規則第13条に定める資料を管理責任者へ提出し、事前確認を受けなければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、事前確認シートによる事前確認を省略することができる。

- 2 管理責任者は、前項の資料の提出があったときは、各科管理責任者の協力を得て事前確認を行い、取引審査の手続きの要否について判断するものとする。
- 3 管理責任者は、事前確認の判断結果を、各科管理責任者を經由して当該教職員等及び学生に通知するものとする。

(取引審査)

- 第7条** 教職員等及び学生は、取引審査の手続が必要とされた場合は、輸出管理規則第14条及び第15条に定める資料を管理責任者へ提出し、取引審査を受けなければならない。
- 2 管理責任者は、前項の資料の提出があったときは、各科管理責任者の協力を得て取引審査（一次審査）を行った後、学校等統括責任者に対し取引審査（二次審査）を申請するものとする。
 - 3 学校等統括責任者は、委員会を招集し取引審査（二次審査）を行った後、取引を行うか否かの承認の最終判断を行うものとする。
 - 4 学校等統括責任者は、取引審査に係る判断に際して、当該教職員等、学生及び委員以外の者から意見を聴くことができる。
 - 5 学校等統括責任者は、取引審査（一次審査）結果、取引審査（二次審査）結果及び最終判断結果を、各科管理責任者を經由して当該教職員等及び学生に通知するものとする。

(事務)

- 第8条** 安全保障輸出管理に関する事務は、総務課総務・企画係において処理する。

(雑則)

- 第9条** この規程に定めるもののほか、本校の輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。